

感染症サーベイランスシステムについて

- 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第12条～第14条に基づき、診断医師や獣医師から届出のあった感染症に関する情報は、保健所が感染症サーベイランスシステムに入力することで都道府県・国に報告を行っている。
- 令和5年4月、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律が改正施行され、発生時の電子的な届出に関して義務ないし努力義務規定が定められました。
- 次期システムにおいては、HER-SYSと同様に、**医療機関等がオンライン入力によって発生届を保健所へ報告することが可能となる。**
- インターネットに接続できる機器であれば、パソコンのほか、スマートフォン、タブレットからも情報の入力・閲覧が可能となるが、システムから発行された利用者ID・パスワードに加えて、電話番号、SMS又はメールアドレスを用いた二要素認証が必要。
- 横浜市においても、順次医療機関にIDを発行し、システムでの届出を依頼する。

H18～

NESID

対象疾病	感染症法上の届出対象疾病
入力主体	保健所のみ
発生届	医療機関が FAX送付 した内容に基づき 保健所が入力
健康観察等	—

R4.10～

感染症サーベイランスシステム

対象疾病	感染症法上の届出対象疾病 + 新興・再興感染症に対応(※)
入力主体	保健所・ 医療機関 ・ 健康観察対象者 自身
発生届	医療機関が オンライン入力
健康観察等	対象者 自身がスマホ等 で報告

R5.4～

福祉保健センターに届けられた発生届をもとに保健所が代行入力

システムでの届出の義務ないし努力義務

医療機関等における利用者アカウントの申請について

- システムの利用に当たっては、別紙1「感染症サーベイランスシステム利用規約」への同意を前提とし、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に準じ、利用者ごとのアカウントが必要となります。また、全数報告が可能な「医療機関」アカウントと、定点報告が可能な「医療機関管理者」アカウント、動物の感染症報告が可能な「動物診療施設」アカウントはそれぞれ独立しているため、**担当する業務ごとにアカウントが必要**です。

(※) 医療機関等からの発生届は、管轄の保健所にのみ報告可能であるため、複数の医療機関等に所属される方は機関ごとのアカウントが必要となります。

(参考) 医療情報システムの安全管理に関するガイドライン：https://www.mhlw.go.jp/stf/shingqi/0000516275_00002.html

- **今回発行するのは、全数報告が可能な「医療機関」アカウントです。**

【申請方法】

(1)利用規約に御同意いただける場合、横浜市電子申請システムにアクセスの上、利用者情報を御申請ください。

・2024年1月19日(金)までの申請分は1月26日(金)までに発行 ※それ以降は順次アカウントを発行しますので、お待ちください。

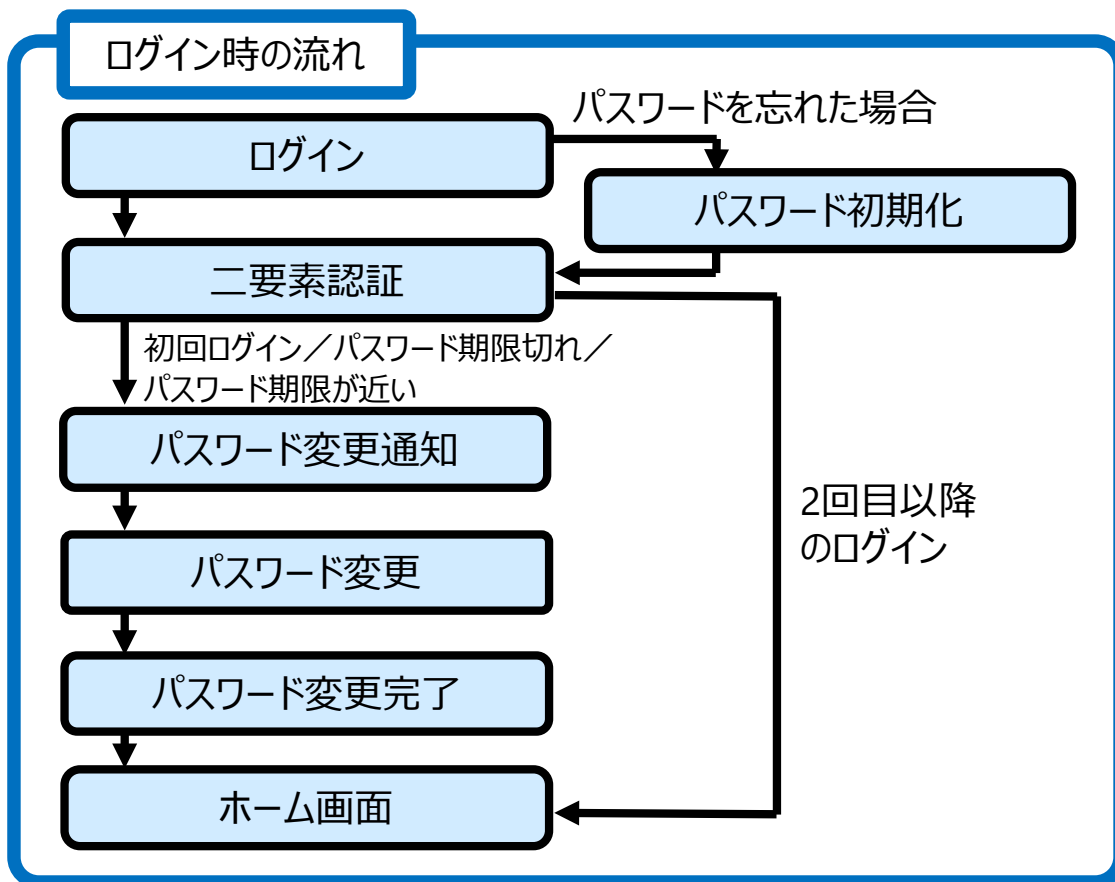
(2)アカウントの発行ができましたら、申請いただいたメールアドレス宛に利用者IDと初期パスワードをシステムから自動で送付します。

- システムへの初回ログイン時には、パスワードの変更が求められます。
- システムはすでに運用を開始しており、デモ環境は整備されていません。本番環境となっておりますので、試しの入力はしないようお願いいたします。
- 複数回ログインに失敗すると、ログインができなくなりますのでパスワードを忘れないようご注意ください。
- 初回ログインができない等の問い合わせは、通知文をご参照ください。

定点医療機関のアカウント
申請に関する照会先

横浜市衛生研究所 感染症・疫学情報課 ☎ : ir-eikenkansen@city.yokohama.jp
☎ : 045-370-9237 (平日9時~17時、12時~13時除く)

(参考) システムへのログイン方法・基本操作の概要



パスワードのルール

- パスワードの文字数は8～30文字です。
- パスワードには次の文字が使用できます。
 - ・英小文字：「a」～「z」
 - ・英大文字：「A」～「Z」
 - ・数字：「1」～「9」
 - ・記号：「@ # \$ % ^ & * - ! + = [] { } | ¥ : ' , . ? / ` ~ " () ; 」
- 英小文字だけ（“abcdefgh”）や数字だけ（“12345678”）のように、1種類の文字からなるパスワード、英小文字と数字だけ（“abcd1234”）のように、2種類の文字からなるパスワードは使用できません。英小文字、英大文字、数字、記号を、3種類以上組み合わせてください。
- 同じ文字を3文字以上（“111abc”、“123aaa”）連続して含めることはできません。
- 英小文字と英大文字は区別されます。
- 利用者IDと同じパスワードおよび現在と同じパスワードは使用できません。

- ✓ ブラウザは、PCでは、Microsoft Edge、Google Chrome、Mozilla Firefoxで動作確認を行っています。iPadについては、Safari、Androidについては、Google Chromeで動作確認を行っています。
- ✓ ブラウザの操作：ブラウザの「戻る」ボタン、「進む」ボタンは、最新のデータが表示されないなど、誤動作の原因となりますので、基本的に使用しないでください。
- ✓ 終了方法：別タブで表示された画面は、ブラウザの「閉じる」（右上の「×」ボタン）で終了してください。
- ✓ ログアウト：システムは、ホーム画面の「ログアウト」ボタンで終了します。実行中の業務がある場合は、終了（又はブラウザのウィンドウを閉じる）してからログアウトしてください。

全数報告の発生届の入力操作および注意事項について

✓ 入力方法の詳細につきましては、システム上の「感染症発生動向調査_医療機関マニュアル（2.3版）」を御参照ください。

※国がシステムを用いて集計をしている場合があります、その間は入力、修正、削除等はできませんのでご注意ください。

入力（届出）	<ul style="list-style-type: none">○ 感染症法に基づき、入力してください。○ 届け出先の保健所は「医療機関が所在する区福祉保健センター」を選択してください。○ 「必須」と記載のある項目が未入力だと登録ができないので、ご入力をお願いします。○ 診断後は、届出基準に基づき、ただちに（または期日までに）ご登録をお願いします。○ 届出事項以外に、患者への聞き取りや保健指導状況などは「備考」の医療機関用にご記入ください（1000文字まで） <p>※一括でCSVデータをインポートし登録することも可能です。詳細はマニュアルをご確認ください。</p> <ul style="list-style-type: none">○ 診断し届出をした場合、従前どおり、所管の福祉保健センターにご連絡ください。
補正	<ul style="list-style-type: none">○ 登録後に補正が必要な場合、保健所から補正を依頼する場合があります。○ 検索画面で業務ステータスが「保健所確認済」となっている場合、医療機関での修正はできません。追加情報があり修正を加えたいができない場合などは、保健所にご連絡ください。
削除（取り下げ）	<ul style="list-style-type: none">○ 保健所が確認した後に、取り下げが必要になった場合、医療機関に確認の上、保健所がシステム上で削除処理を実施します。 <p>※医療機関での削除も可能ですが、事前に所管の福祉保健センターにご連絡ください。</p>

よくあるご質問

※回答内容は、11月20日時点のもので、システム改修等により状況が変わることがありますのでご注意ください。

Q1	休日・時間外などシステムでの入力できない場合、紙で届け出るとは可能か？	医療機関の事情によっては併用することも可能です。ただし、システムまたは紙での届出のどちらか片方のみでよいとため、院内での届出状況の管理をお願いします。 ※FAX等の紙媒体で届出いただいた発生届に関しては保健所で代行入力いたします。ただし当該発生届出についてはシステム上で閲覧することはできませんのでご注意ください。
Q2	2段階認証は毎回必要か？	毎回必要です。3ページを御参照ください。
Q3	2段階認証の方法変更は可能か？	可能です。電話、メール、SMSから選択できます。初期設定では申請いただいた方法で登録しています。初回ログイン後に変更できますので、詳細はマニュアルのP17を御参照ください。
Q4	届出をした発生届は閲覧できるか？	システム上で届出（入力）をした発生届に関しては閲覧可能です。届け出後、保健所で内容を確認し業務ステータスが「保健所確認済」になると、その時点までのデータが閲覧できます。
Q5	定点医療機関のアカウントをすでに持っているが、再度申請が必要か？	定点報告用と全数報告用のアカウントは異なるので、新たに申請いただく必要があります。
Q6	電子申請サイトにアクセスできないがどうしたらよいか？	担当者より、メールにてURL、二次元コードを送付しますので、お手数ですが下記あてにメールを送付ください。 医療局健康安全課 ☒ ir-kenkoukiki@city.yokohama.jp 【メール件名】：感染症サーベイランスシステムの電子申請URL送付について